資料4

第2回 高知県国民健康保険事業運営協議会

令和2年10月20日(火)

第1回県国保運営協議会(書面開催) における意見等について

令和2年10月20日 高知県 健康政策部 国民健康保険課



令和2年度第1回高知県国民健康保険運営協議会(書面開催)におけるご意見等について

No.	いただいたご意見	第2期運営方針への記載			
1	少子高齢化が進むなか、医療費適正化は必要なことと思うが、国民皆保険の維持のためにも、国保料・税負担や窓口負担がこれ以上重くならないように、公費の充実、激変緩和、法定外繰入の扱い等について、県として国により強い要望をしていってほしい。	第1章 高知県国民健康保険運営方針の基本的な事項 Ⅱ 県における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方 (2) 基本認識(p2) 国保の被保険者の負担が限界に近づいていることを改めて認識した うえで、将来にわたり国民皆保険を堅持していくために、国に対し、各 医療保険制度間での保険料負担率等の格差を是正することなど、国 保制度の構造的課題を解決し、持続的な制度を構築するよう働きか けていくことも必要です。			
2	(意見ではないが)コロナの影響でさらに赤字団体の増加や格差の拡大が懸念されるのではないか。	第1章 高知県国民健康保険運営方針の基本的な事項 Ⅱ 県における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方 (4) 留意すべき事項(p3) (保険料水準統一の)議論を行っていくにあたっては、その前提として、 ①~③ 略 ④新型コロナウイルス感染症の今後の影響を注視していくこと などを考慮する必要があります。			
3	医療費適正化の取組に関する事項について、 ・後発医薬品の使用状況については、年代別の状況を加えて使用促進のターゲットを明確にしてはどうか ・高齢者における多剤併用(ポリファーマシー)の実態を調査(例:6剤以上)し、加えることで、減薬・重複防止・副作用防止につなげる仕組み作りとしてはどうか	第6章 医療費の適正化の取組に関する事項 第2 医療費の適正化に向けた取組 2 その他の医療費の適正化の取組 (1) 後発医薬品の使用促進(p47) ① 県が行う取組 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会における使用促進策等の 協議及び保険者協議会と連携した取組 (※いただいたご意見を踏まえて使用促進策の協議を行います) (2) 重複頻回受診、重複服薬者に対する取組(p48) 県は、医薬品の適正使用を促すことを目的として、対象者に対し服薬 情報を通知します。 ○通知基準 年齢:65歳以上、薬剤種類数:6種類以上、 医療機関数:2医療機関以上 処方日数:14日以上			

第2期運営方針期間中の国民健康保険事業費納付金の徴収について

No.	項目	第1期	第2期
1	医療費指数反映係数 (a)	医療費水準を納付金の配分に全て反映(α=1)。	変更なし。 ※今後、将来的な保険料水準の統一を目指した議論 を行っていく中で、aは引き下げの方向性で検討
2	納付金の算定対象とする 保険給付費の範囲	医療分の保険給付費は、療養の給付、入院時食事療養費、 入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費とする。 なお、各市町村の出産育児一時金、葬祭費、保健事業費は、保険料水準を統一する場合は納付金の算定対象費用に含めることが可能とされているが、本県は当面は保険料水準の統一は行わないこととしているため、これらを納付金の算定対象費用に含めない。	<u>変更なし。</u>
3	所得係数及び応能割と応 益割の割合	応能割と応益割の割合の算出は所得係数(β)※を使用。 ※所得係数(β)=県平均の1人当たり所得÷全国平均 の1人当たり所得	<u>変更なし。</u>
4	激変緩和措置について	激変緩和措置は、被保険者1人当たりの納付金が制度改革前の納付金相当額と比べ、医療費等の自然増等の割合に1パーセントを加算した割合を超えて増加すると見込まれる場合に行う。 ただし、国の激変緩和対策や激変緩和に必要とする費用額等を踏まえながら、各年度の納付金算定時に必要に応じ市町村と協議する。	激変緩和措置は廃止。ただし、廃止による影響を考慮 し、経過措置を設け、激変緩和効果額を段階的に縮減。 第2期運営方針期間中の措置額 =現行の激変緩和措置対象額 ×年度ごとに設定した率(R3:3/4,R4:2/4,R5:1/4)
5	納付金の配分の算定方式	3 方式を採用する。 (所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)	<u>変更なし。</u>
6	所得割と資産割、均等割 と平等割の賦課割合	所得割:資産割=100:0 (3方式のため、資産割を用いない。) 均等割:平等割=70:30	<u>変更なし。</u>
7	賦課限度額	国民健康保険法施行令のとおり。	変更なし。
8	高額な医療費の共同負担	特別高額医療費(レセプト1件当たり420万円超のうち200 万円超部分)の共同負担を行う。	<u>変更なし。</u> 3